(2)　東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が取得する一定の事業の用に供する不動産並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を平成三八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）

(3)　マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）

(4)　新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条の二関係）

(5)　新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条の二関係）

(6)　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(7)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(8)　独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る非課税措置の適用期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第五一条の二関係）

(八)　医療計画上の医療連携体制に基づいて周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止することとした。（附則第一一条関係）

4

自動車取得税

(一)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加することとした。（附則第一二条の二の二関係）

(1)　平成二八年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2)　エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成二七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二七年度基準エネルギー消費効率」という。）に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。

(二)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に一〇〇分の二〇を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加することとした。（附則第一二条の二の三関係）

(1)　平成二八年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。

(三)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に一〇〇分の四〇を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加することとした。（附則第一二条の二の三関係）

(1)　平成二八年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一〇五を乗じて得た数値以上であること。

(四)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に一〇〇分の六〇を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加することとした。（附則第一二条の二の三関係）

(1)　平成二八年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(五)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の二関係）

(六)　被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第五二条関係）

(七)　平成二九年四月一日に自動車取得税を廃止することとした。（第二章第七節関係）

自動車税

(一)　被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日までの期間に取得した場合の当該取得された自動車について、平成二八年度分の自動車税を非課税とする特例措置を講ずることとした。（附則第五四条関係）

(二)　自動車税として環境性能割を次のとおり創設することとした。

(1)　課税客体は、道路運送車両法に規定する自動車（自動車に付加して一体となっている物を含む。）のうち、普通自動車及び小型自動車のうち三輪以上のもの（以下「自動車」という。）とすることとした。（第一四五条関係）

(2)　納税義務者は、自動車の取得者とすることとした。（第一四六条関係）

(3)　次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を非課税とすることとした。

イ　国等が取得する自動車（第一四八条関係）

ロ　次に掲げる環境への負荷の低減に著しく資する自動車（第一四九条関係）

(イ)　電気自動車

(ロ)　天然ガス自動車のうち、平成二一年一〇月一日（車両総重量が三・五トンを超え一二トン以下のものは、平成二二年一〇月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の一〇分の九を超えないもの

5